

臨床化学自動分析装置保守業務 委託仕様書

1 対象機器

臨床化学自動分析装置

キヤノンメディカルシステムズ株式会社製 TBA-NX360M/JA 2台

2 保守契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 定期点検

年3回とする。点検時期は発注者と受注者で都度協議のうえ決定する。

(2) 修理及びサポート対応

- ① 修理及び部品代金は保守契約に含むものとする。
- ② 発注者からの不具合通報（電話等）は24時間365日受け付けるものとする。当該不具合への対応（技術者による発注者施設への訪問対応も含む）は毎日7:00～21:00（365日）に実施するものとし、当該対応は保守契約に含むものとする。

(3) 保守契約の対象外事項（除外事項）

次に掲げる事項は保守契約の範囲に含まないものとする。

- ① 本装置に含まれない周辺機器の保守及び修理。
- ② 消耗品関係（試薬・洗剤・電極等）。
- ③ 上記（2）②の通常対応時間（毎日7:00～21:00（365日））外での訪問による対応。
- ④ ウイルス感染の調査、対策及び駆除。
- ⑤ 発注者による取扱説明書に反する使用条件又は取扱いによって生じた損傷の修理。
- ⑥ 発注者が保守用予備部品及び定期交換部品の保管不備並びに受注者が指定した部品以外の部品を使用したことにより生じた損傷の修理。
- ⑦ 受注者以外の者が行った改造、修理又は調整に起因する損傷の修理。
- ⑧ 本装置のオーバーホール又は設置場所の変更に伴う本装置の移動、据付、調整。
- ⑨ 天災地変その他、発注者、受注者いずれの責に帰することのできない事由により生じた損傷の修理。

4 業務報告書の提出

受注者は、定期点検及び訪問対応（修理を含む）終了後は、速やかに作業報告書と併せて業務報告書を提出すること。

5 その他

- (1) 受注者は、労働関係法令を遵守し、適正な労働条件で業務従事者を雇用すること。
- (2) 業務責任者や管理者、主任者については正規職員や社会保険被保険者を配置すること。